

融資審査時に必要な書類として、「納税証明書」（書面）以外に
「電子納税証明書」の受入も可能となりました。

融資審査時に必要な“納税証明書”が、平成19年2月1日（木）より、国税庁提供の「国税電子申告・納税システム（通称^{インターネット}e-Tax）」にて以下の手順により、「電子納税証明書」（電子データ）として取得し、提出することができます。

【取得手順】

- ① 自宅又は事務所から下記の“国税庁ホームページ”より「e-Tax」をパソコンにインストールし、インターネットを利用し交付請求する。



- ② インターネット・バンキング等で手数料（1件370円）を納付する。
※書面の場合は1件400円かかる為、コストと手間が省けます。



- ③ パソコンから「電子納税証明書」を取得（ダウンロード）する。
※電子データの為、自己管理内であれば何度も印刷して使用できます。

③にて取得された「電子納税証明書」（電子データ）を電子メールに添付し、
当組合受付電子メールアドレス：info@shoushin.co.jp に送信して下さい。

【メール入力内容】

- (1) 件名：「電子納税証明書」と入力して下さい。
(2) 本文：「お取引店舗名」「お名前」「融資申込希望金額」を入力して下さい。

※「電子納税証明書」による提出をご希望される場合、事前にお取引店舗の融資担当者までご連絡下さい。

【お問合せ先】

- ① システム「e-Tax」・申請手續に関するお問合せ
国税庁ホームページ：<http://www.nta.go.jp/>
e-Taxホームページ：<http://www.e-tax.nta.go.jp/>
- ② 取得済の「電子納税証明書」の送信に関するお問合せ
お取引店舗の融資担当者まで